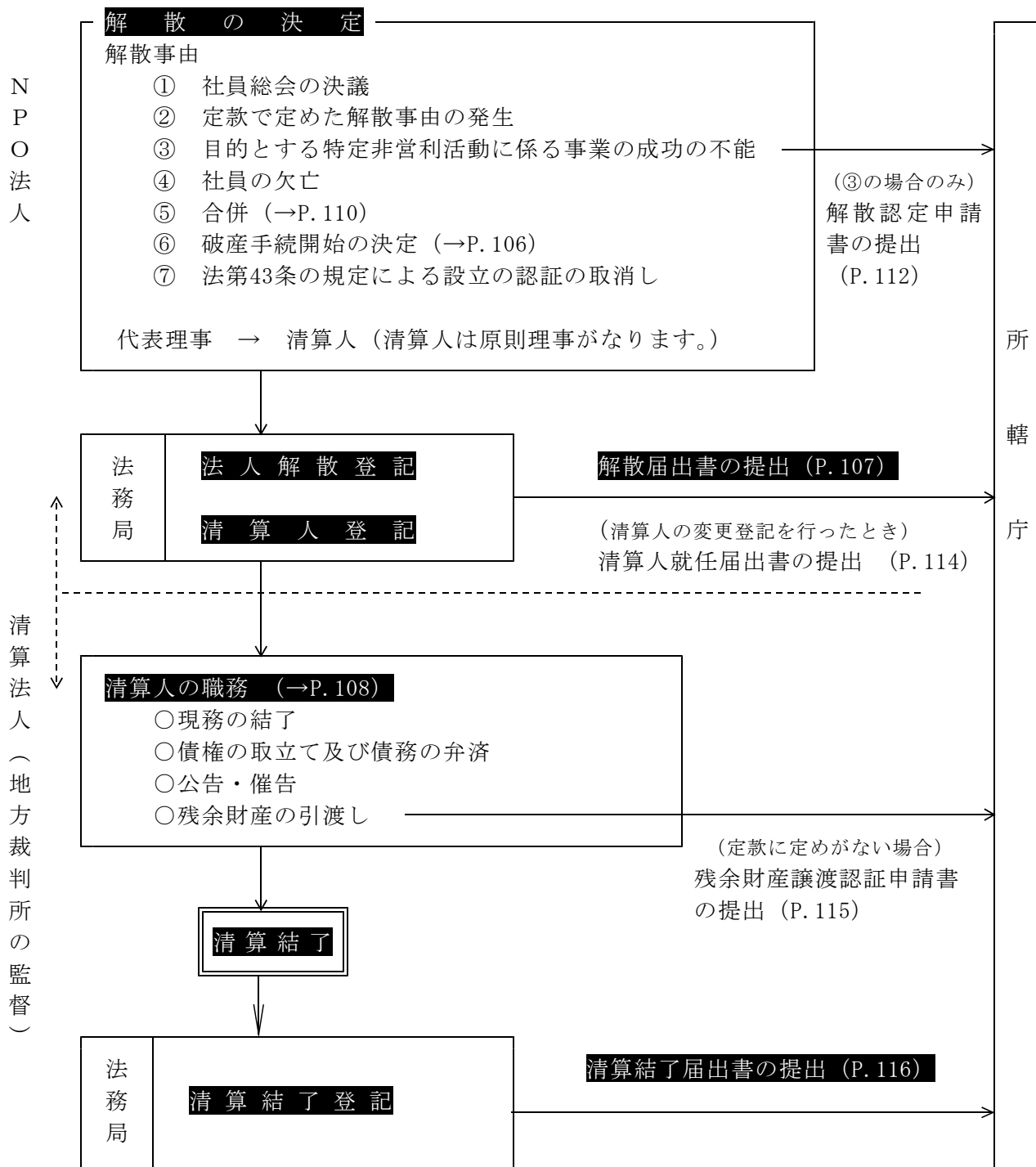


V 解散及び合併

V 解散及び合併

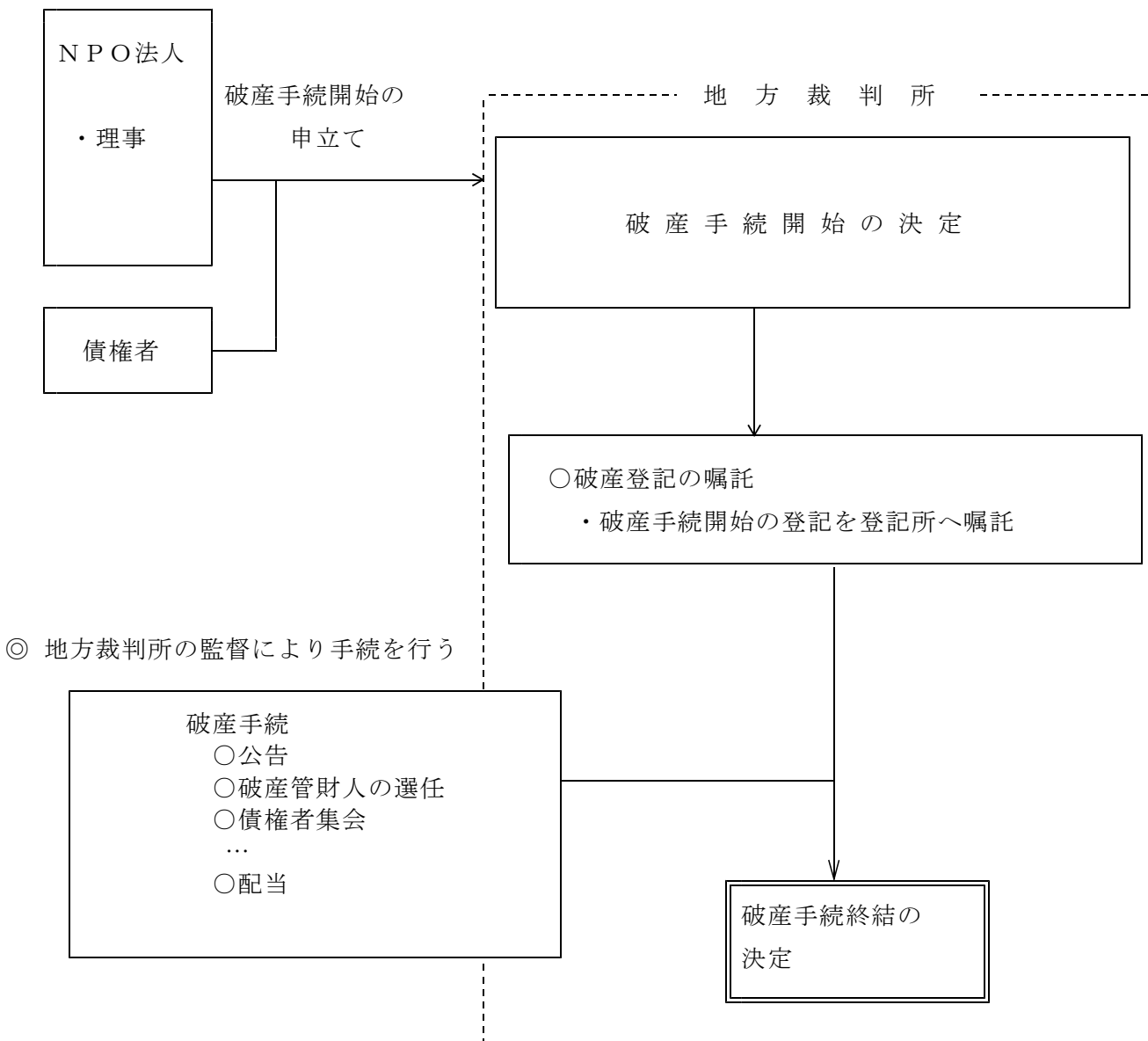
1 解散の手續

(1) NPO法人の解散手續の流れ



< 法人が破産した場合 >

法人が、破産の原因である「法人の財産の内容である、負債が資産を上回った状態」に陥った場合、地方裁判所が破産手続開始を決定し、破産手続が行われます。



(2) 解散事由及び手続

NPO法人は、次に掲げる事由により解散します。(法第31条第1項)

- ① 社員総会の決議 (第1号)
- ② 定款で定めた解散事由の発生 (第2号)
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (第3号)
- ④ 社員の欠亡 (第4号)
- ⑤ 合併 (→P. 110) (第5号)
- ⑥ 破産手続開始の決定 (第6号)
- ⑦ 法第43条の規定による設立の認証の取消し (→P. 10) (第7号)

①については、議決は、社員総数の4分の3以上の多数をもってしなければなりません。

ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りではありません。

④については、社員が一人もいなくなった場合(役員がいても、社員でない場合も含む)です。

⑥については、理事等の申立てにより、裁判所が破産手続の開始を決定した場合です。

◆解散事由①、②、④、⑥の場合の手続

まず、法務局で解散及び清算人の登記を行います。⑥の場合を除き、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に登記します。この時点で、NPO法人はなくなり、清算法人となります。

清算人は原則として理事がなります。

清算人は、解散届出書に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付し、所轄庁に提出します。

	提出書類等	様式	部数	参照ページ
1	解散届出書	第8号	1	P. 113
2	解散及び清算人を登記したことを証する登記事項証明書	官公署	1	—

◆解散事由③の場合の手続

上記手続を行う前に、まず、所轄庁の解散の認定が必要です。

代表者は、解散認定申請書に、目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能について確認した書類(社員総会議事録、社員総会が開けない場合は理事会議事録)等を添付して、所轄庁に提出します。

	提出書類等	様式	部数	参照ページ
1	解散認定申請書	第7号	1	P. 112
2	事業の成功の不能を証する書面	任意	1	—

所轄庁が認定した場合、その書類をもって、法務局で解散及び清算人の登記を行います。

以後、上記手続に同じ。

(3) 法人解散登記

NPO法人が解散した時は、法務局で解散登記を行います。解散登記の記載内容、添付書類などの詳細は法務局で確認してください。

(4) 残余財産の帰属の認証

解散したNPO法人の残余財産は、定款で定める帰属すべき者に帰属します。定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができるため、残余財産譲渡認証申請書により申請しなければなりません。

なお、定款で残余財産の帰属先を定める場合は、次に掲げる者から選定しなくてはなりません。

- ・他のNPO法人
- ・国又は地方公共団体
- ・学校法人
- ・公益法人(公益社団法人、公益財団法人)
- ・社会福祉法人
- ・更生保護法人

	提出書類等	様式	部数	参照ページ
1	残余財産譲渡認証申請書	第10号	1	P.115

2 清算の手続

(1) 清算人の登記及び届出

清算中に就任した清算人は、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、その氏名、住所を登記し、清算人就任届出書により所轄庁へ届け出ます。

	提出書類等	様式	部数	参照ページ
1	清算人就任届出書	第9号	1	P.114
2	清算人就任の登記事項証明書	官公署	1	—

(2) 清算人の職務

① 現務の終了

現に継続中の事務を、理事から引き継いで完結させなければなりません。

② 債権の取立て及び債務の弁済(第31条の12)

債務の弁済は重要であり、申し出た債権者には逐次弁済することになっています。

※申し出られた債権の全部を弁済できない場合は、裁判所に破産手続開始の申立てを行う。

③ 公告（法第31条の10）

清算人は、就任後遅滞なく、少なくとも1回の公告をし、債権者に対し、一定期間内（2ヶ月以上）にその債権を申し出るよう催告しなければなりません。

この公告には、期間内に申し出ないときは、清算から排除する旨を付記しなければなりません。

解散及び合併についての公告の方法は、官報に掲載してすることが法で定められています。

定款で日刊新聞紙など官報以外の公告方法を規定している場合には、定款で規定している公告方法に加え、官報に掲載する方法でも公告する必要があります。

なお、定款記載の公告方法を変更する場合は、定款変更届出書の提出が必要です。

* 官報とは、「法令の公布紙・国の広報誌」として発刊されている全国紙です。

官報への掲載のお申込みは、下記までお問い合わせください。

岡山県官報販売所（有文堂）

岡山市北区幸町3番22号

TEL：086-222-2646

④ 残余財産の引渡し

以上の手続を終わって残余財産がある場合は、これを譲渡先に引き渡します。

（3）清算終了の届出

清算が終了したときは、清算人は、法務局で清算終了登記を行うとともに、清算終了届出書に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して、所轄庁に届け出ます。

	提出書類等	様式	部数	参照ページ
1	清算終了届出書	第11号	1	P.116
2	清算終了の登記事項証明書	官公署	1	—

3 合併の手続

NPO法人は、他のNPO法人と合併することができます。

○ 合併手続の流れ

① 社員総会の議決

議決は、社員総数の4分の3以上の多数をもってしなければなりません。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りではありません。

② 所轄庁の認証

認証を受けようとするときは、議決した社員総会の議事録の謄本を添付した合併認証申請書を所轄庁に提出しなければなりません。

合併によりNPO法人を設立する場合においては、定款の作成その他の設立に関する事務は、それぞれのNPO法人において選任した者が共同して行わなければなりません。

合併により事務所を他県にも設置する等により所轄庁が変更となる場合は、変更前の所管庁から所轄庁を経由し変更後の所轄庁への申請となります。申請書等も変更後の所轄庁の様式となります。

	提出書類等	様式	縦覧	部数	参照ページ
1	合併認証申請書	第12号		1	P. 117
2	合併の議決をした社員総会の議事録の謄本	任意		1	P. 97
3	定款	〃	○	2	—
4	役員名簿	〃	○	2	P. 89
5	就任承諾及び誓約書の謄本	〃		1	P. 90
6	役員の住所又は居所を証する書面 *	官公署		1	—
7	社員のうち10人以上の者の名簿	任意		1	P. 44
8	確認書	〃		1	P. 99
9	合併趣旨書	〃	○	2	—
10	合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	〃	○	2	P. 48
11	合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	〃	○	2	P. 49～52

※住民基本台帳ネットワークシステムを利用する場合は、住民票は省略可能 (P. 24)

- ③ NPO法人は、合併の認証があったときは、その認証の通知のあった2週間以内に貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、すべての事務所に備え置かなければなりません。
- ④ NPO法人は、合併の認証があったときは、その認証の通知のあった2週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内（2ヶ月以上とする。）に述べることを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければなりません。
- ⑤ 合併によって設立したNPO法人は、合併によって消滅したNPO法人の一切の権利義務を継承します。また、その効力は、主たる事務所の所在地において登記することによって生じます。
- ⑥ NPO法人は、上記⑤の登記をしたときは、遅滞なく、合併登記完了届出書を所轄庁に提出しなければなりません。

あわせて、閲覧用書類として、登記事項証明書の写し、合併の時の財産目録も提出します。

	提出書類等	様式	閲覧	部数	参照ページ
1	合併登記完了届出書	第12号 の2		1	P.118
2	登記事項証明書	官公署		1	—
3	登記事項証明書の写し	〃	○	1	—
4	合併の時の財産目録	任意	○	1	P.70

4 各種様式

(1) 解散認定申請書 (様式第7号)

様式第7号

年 月 日

岡山県知事

殿

(特定非営利活動法人の名称)

主たる事務所の所在地

代表者氏名

電話番号

印

法人印を押す

解散認定申請書

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第31条第1項第3号に掲げる事由により次のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

記

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

2 残余財産の処分方法

備考 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

(2) 解散届出書 (様式第8号)

様式第8号

年 月 日

岡山県知事

殿

(特定非営利活動法人の名称)

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

印



認印でよい

解散届出書

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第31条第1項

第1号
第2号

に掲げる事由により

第4号
第6号

次のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

1 解散の理由

2 残余財産の処分方法

備考 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

(3) 清算人就任届出書 (様式第9号)

様式第9号

年 月 日

岡山県知事

殿

(特定非営利活動法人の名称)

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

印



清算人就任届出書

次のとおり(特定非営利活動法人の名称)の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第31条の8の規定により、届け出ます。

記

1 清算人の氏名及び住所又は居所

2 清算人が就任した年月日

備考 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

(4) 残余財産譲渡認証申請書 (様式第10号)

様式第10号

年 月 日

岡山県知事

殿

(特定非営利活動法人の名称)

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

印

認印でよい

残余財産譲渡認証申請書

次のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

備考 2には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

(5) 清算終了届出書 (様式第11号)

様式第11号

年 月 日

岡山県知事

殿

(特定非営利活動法人の名称)

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

印

認印でよい

清算終了届出書

(特定非営利活動法人の名称)の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第32条の3の規定により、届け出ます。

備考 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

(6) 合併認証申請書 (様式第12号)

様式第12号

年 月 日

岡山県知事

殿

(合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の名称)

主たる事務所の所在地

代表者氏名

電話番号

(合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の名称)

主たる事務所の所在地

代表者氏名

電話番号

法人印を押す

印

印

合併認証申請書

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 合併後存続する 特定非営利活動法人の名称
合併によって設立する
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

備考

- 1 3及び4には、事務所の所在地の町名及び地番までを記載すること。
- 2 特定非営利活動促進法第34条第4項及び同条第5項において準用する同法第10条第1項各号に掲げる書類を添付すること。
- 3 添付する書類のうち、特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えること。

(7) 合併登記完了届出書 (様式第12号の2)

様式第12号の2

年 月 日

岡山県知事

殿

(特定非営利活動法人の名称)

主たる事務所の所在地

代表者氏名

電話番号

印

法人印を押す

合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第39条第2項の規定において準用する同法第13条第2項及び第14条の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

備考 登記事項証明書には写し1通を、財産目録には副本1通を添えること。